

○ 経済産業省告示第 号

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別表(第三条、第十三条、第十四条関係)

別表(第三条、第十三条、第十四条関係)

表 「略」

表 「略」

備註

備註

1 「表」

1 「表」

## 2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却

場の停滯量の範囲の項の数量は、規則第1条の

6 第1項又は第2項の例により爆薬に換算した

数量とする。

3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滯量は、キログラム単位の停滯量(火工品の危険工室等についてその停滯量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6第1項の例によりその原料の原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量)に相当する数値とする。

## 4 ~17 [略]

## 2 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却

場の停滯量の範囲の項の数量は、規則第1条の

6の例により爆薬に換算した数量とする。

3 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滯量は、キログラム単位の停滯量(火工品の危険工室等についてその停滯量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量)に相当する数値とする。

## 4 ~17 [略]

備考

表中の「」は注記である。